

エクスパート A	エクスパート B	エクスパート C	エクスパート D
児童相談所との関係性要因 3：虐待者の意見が二転三転する場合 ～ 支援のポイント～			
<p>✓ 記録をしつかりとれ △ 解説</p> <p>虐待者の態度を変えるのに有効ではないが、裁判の証拠資料となるため、記録をとっておく必要がある。</p> <p>✓ 背景を考えて対応せよ △ 解説</p> <p>これは、アセスメントで述べたように、二転三転する背景に、考える能力の低さの問題があることを想定した対応をせよということである。とくにコミュニケーションがどの程度とれるのか、その健全さが付き合い方の目安になる。</p>	<p>✓ 重篤なものは警察で事情聴取することも考えよ △ 解説</p> <p>もともと警察が絡んでいたケースで、これは警察に対応してもららうしかないとすることを伝えていることがある。</p> <p>✓ 背景を考えて対応せよ △ 解説</p> <p>意見が二転三転するわけだから、約束が守れないことを考えて、保護する条件を誓約書として明示する。裁判所への申立てを取り下げるときにも、そういうやり方をとつたりする。もちろん、違反したら、誓約書によってそれが明確なわけだから、保護したり、裁判所へ申し立てたりすることになる。</p>	<p>✓ 誓約書を書かせよ △ 解説</p> <p>意見が二転三転するわけだから、約束が守れないことを考えて、保護する条件を誓約書として明示する。裁判所への申立てを取り下げるときにも、そういうやり方をとつたりする。もちろん、違反したら、誓約書によってそれが明確なわけだから、二転三転するような態度を生み出しやすくする可能性もある。</p>	<p>✓ 無理に選ばせようとするな △ 解説</p> <p>迷っているときには、一緒に迷うということの大切である。たとえば、「子どもを預けるんですか、虐待者と別れるんですか」といったことの決断を急に求めれば、そうした面接の運び方こそが、二転三転するような態度を生み出しづらくなる。</p> <p>もちろん、保護者のパーソナリティや知的能力は勘案するが、一般的には迷うことは当たり前であるという認識のもとでのアセスメントを頭に入れて対応することが大事だろう。</p> <p>✓ 児童相談所の対応を一貫させろ ✓ 誓約書や手紙を使って面接してみる △ 解説</p> <p>自分のした決定に自信を持てないバーソナリティを持つ人もいる（知的障害や人格障害、あるいはかなり強い不安）。その場合には、児童相談所が対応を一貫させ、枠組みを作ることが大事である（「児童相談所はこんなことを考えています」「2週間後までにはこういったことを決めてください」という明確な説明）。</p> <p>そのために、誓約書や手紙を書いたりする場合</p>

がある（確認のために、普通は専門者の目の前で一緒に読み合わせる）。なぜなら、①そうした人たちに「こういう理由で保護しました」と説明しても、理解力そして自分の感情と事実を識別する能力の低さから、周囲にその話を歪曲して伝えてしまうことがある、②面接中にワーカーの話を遮ってとめどなく話す人の場合（児童相談所のいいたいことが伝わらない場合）、「あなたに書いた手紙を読み終わるまで待つて」「これをちゃんと最後まで読んで」といつて、ちゃんと児童相談所の考え方を開かせるための面接枠組みとすることができる、③そこまでいかない専門者であっても、あとから読み直して冷静に考える材料にしてもううことができる、といったメリットがあるためである。また、こうした文書を開係機関にも配ることで、機関間の意思疎通が図りやすくなる。

これは、児童相談所側の対応が一貫していることをわかりやすく示すテクニックであり、対立的な関係に陥っている場合でも使つたりする。

✓ 二転三転しなくなれば返せる

解説 児童相談所側が「あれはどうですか」「これはどうですか」と質問していくうちに、相手が一貫した話ををするようになれば、つまり二転三転しなくなれば、返すことを検討してもよい。逆にいえば、二転三転しているうちは返せない。具体的には、メンタル・リハーサルのように、「こんな場合はどうしますか」ということをいくつか確認していくって、それにに対して現実的な話をしてくれるようであれば安心だといえるだろう。

エクスパート A	エクスパート B	エクスパート C	エクスパート D
虐待者の精神保健要因 1：虐待者が精神疾患を抱えている場合 ～アセスメントのポイント～			
<p>✓ 通院しているか確認せよ △ 解説</p> <p>精神疾患でもすでに通院していれば、それは自分で何とかしようということの表れだから、いいし、そうではなくても家族や親族が協力的なら医療保護入院がとれる。今は薬がいいので、治せる。問題は、病識なく、家族・親族も協力しないものである。</p>			
✓ (データなし)	<p>✓ 親族がいるか確認せよ △ 解説</p> <p>基本的に保健所とどう連携するかが課題である。保健所は人権に対して敏感で、強制入院とかには慎重になる。ただ、親族が協力するのであれば、対応する。逆にいうと、親族が当該家族に関するのを嫌がっている場合には、保健所には具体的な介入を期待することはできにくいものは具体的な介入を期待するといふのが現実のとして、支援計画を立てていくというものが現実的な選択肢になる。</p>	<p>✓ 医療機関とのつながりを確認せよ △ 解説</p> <p>主治医がいるか、通院先が確保されているかを確認しなければならない。つながりがあり、治療・投薬が確保されているれば、重度の統合失調症でも子育ては可能だし、うつ病でも過度の負担をかけないように配慮すれば養育できる。対応が難しくなるかどうかが、このつながりの有無によって大きく変わってくる。逆にいうと、人格障害(医師でも対応しきれない)、通院しないという場合が、児童相談所でこそ対応しなければならないケースとなっていく。</p>	

エクスパート A	エクスパート B	エクスパート C	エクスパート D
虐待者の精神保健要因 1：虐待者が精神疾患を抱えている場合 ～支援のポイント～			
<p>✓ 病識があれば保健所を使え △ 解説</p> <p>保健所を使えれば使うが、本人に治そなうといふ意識がないと難しい。虐待があれば、職権保護などを使える。ただ精神疾患だからということでは介入は難しいので、虐待事実の確認がポイントといえる。</p>	<p>✓ (データなし)</p> <p>✓ 入院するところがある 職権保護のとき保健所に現認してもらえ △ 解説</p> <p>先述したように、基本的に保健所はあまり動かない。保健所指導にも乗らず、かつ病院にも罹っていないといふ場合、関連機関を動かすには、現認してもらうしかない。どこかが話をしようにも精神的に不安定で、手を出せないといふこともあり、ケースによつては、強制的に子どもを保護して、そのときに虐待者が暴れると同時に警察官通報をし、そしてその場面に保健師もいてもらつて、強制入院のために医師の診察を受けさせることになった事後対処をお願いするということも出てくる。こうした強権的な対応をして入院までつなげると、かえつて虐待者が倍ち着く場合もある。</p>	<p>✓ サポート体制をいかに組むかを考えよ (通院可能な場合)</p> <p>△ 解説</p> <p>すでに医療機関とながついている場合には、先述したように、かなり対応は見通しが立てやすい。病気の種類にあわせて、レスバイトや通院介助など、いかにサポートを組むかを考えよ。</p> <p>また、診断名がついた方が、「今は病気なんだから、それを治すのが大事ですよね!」「病気で大変でしょうけど、子どもを学校に行かせるだけはやつてしまいましょうか」と、病気を治すというトピックを媒介にしてサポートティヴァな面接をすることができる。つまり、面接もしやすい。</p>	<p>✓ 医療機関につながらない場合は「最善の方法」を選ぶ △ 解説</p> <p>医療機関につながらない場合は難しい。経験的には、①保健師が延々と何年も開わり続けて状況が落ち着く、②子どもを施設措置ないし里親託して、医療を受けてもらう、③現状維持、という3つの選択肢がある。どれも子どもはつらい思いをする。現実的には消去法(医療保護入院)の対象</p>

かどうか、子どもへの危害はどれくらいか)で選ぶ。

もちろん、児童相談所が治療にのせるための枠組み作りの一環として職権保護をすることもあるし、「保護者が病気と思われる」ので、ちゃんと病院に行って、診断を受け、必要な治療を受けてください」という明確な方向付けを伴った対応もする。いずれにしても、「治療を受けさせる」という態度が基本である。

✓ 保護者支援をしっかりと行う（施設入所措置の場合）

➤ 解説

施設措置とした場合には、定期的に子どもの状態を保護者に伝える。保護者自身へのサポートは、必ずしも児童相談所がやらないてもよいが、これを手当しておかないと、保護者の不安が募り、「自分がこんなところにいて子どもが可愛そうだ」と治療が中断したり、クレームを施設にいって引き取る可能性も出てくる。結果的に、子どもと保護者の関係も不安定になる。こうした見通しを持つて、誰が保護者への支援をするかをちゃんと決めておかなければならない。

エクスパート A	エクスパート B	エクスパート C	エクスパート D
虐待者の精神保健要因 2：虐待者に人格障害の疑いがある場合 ～アセスメントのポイント～			
<p>✓ 個別化せよ △ 解説</p> <p>人格障害というカテゴリーはまだはつきりしたものではない。周りが困るような人を人格障害といっているので、本当は一人ひとり違うという意識がます必要であろう。</p>	<p>✓ (データなし)</p> <p>✓ 保護したときのリアクションを考えよ △ 病理が入っていないか確認せよ △ 解説</p> <p>アセスメントでは、子どもに対する具体的な影響の評価、つまり保護する必要性があるのかを確認する。そして、保護したときのリアクションが大きいので、そのあたりも考慮に入れる。</p>	<p>✓ 保護したときのリアクションを考えよ △ 病理が入っていないか確認せよ △ 解説</p> <p>後述する理由で話し合いが通用しない人が多いが、とくに病理が入っている場合はそうである。人格上の問題と精神上の問題（パラノイアなど）がない交ぜにいると、なかなか難しい。</p> <p>行政監察局とか人権擁護局とか、あつこちにに行って、児童相談所を攻撃しようとする。よって、(病理が入っていない場合でも考えねばならないか)施設に対するリアクションとか、行政サイドに対するリアクションにどう対応するかということを、アセスメントの段階で考えておく必要がある。</p>	<p>✓ 怒りの背景にあるものを読み取れ △ 人格障害の疑いのある人は、怒りの感情を見せることが多いが、話を聞いていれば「何でここでどうしてこの話を何度も繰り返すんだろう」が必ずある。そこから、「誰に怒っているんだろう」「過去に何があったんだろう」「誰かに支配されるようなつらい思いをしてきたんだろうな」ということを読み取っていくことをする。そうした態度で話を聽いていると、あまり振り回されなくなる。</p> <p>✓ 個別化せよ △ 解説</p> <p>人格障害という枠組みをはめて対応することはない（役に立たない）。実際には、知的能力、現実対応力、認知行動パターン（どんなふうに受け止めてどのように行動するか）を見ていくことが基本である。人格障害と一括りにいつても、カッとするトピック（固執するもの）は一人ひとり違う。一見すると似てはいるけれども、一人ひとり違う。こうしたことを意識して、一つ</p>

の人格に、どのようにさまざまな体験や行動、感情が収まっているのか（まとめられているのか）を解釈し、「こう思うんだけど、当たってますか」と確認していくこともある。

エクスパート A	エクスパート B	エクスパート C	エクスパート D
虐待者の精神保健要因 2：虐待者に人格障害の疑いがある場合 ～ 支援のポイント ～			
<p>✓ 暖昧な態度は禁物</p> <p>△ 話にならないのが人格障害である。話ができる人は人格障害とは言わない。受容的に接すれば、とめどなく自分の被害体験などを話してくれる。そこを見間違うと大変なことになる。</p> <p>それは意図的に会話を支配しようということであるから、ダメなものはダメという態度が必要。</p> <p>それは、どうも人格障害の人には認知の問題がある。小さい頃から、親は普通、きょうだいも普通だけど、その人だけ愛されないと思つてることが多い（親はむしろ手がかかったと思つている）。人の感情を受け止める力は弱いけど、自分の感情を捉える力は敏感に働くから、周りが困り、それをみて、愛されていないと認知し、他罰的に反応するという悪循環がある。</p> <p>したがって、対応では先述したように、曖昧な態度を排し、具体的な目標を提示し、できたら獎めるということを行う。</p>	<p>✓ 苦労をわかつもらえたという感じが態度を変容させる（ただし、持続しない）</p> <p>△ 解説</p> <p>ほかの人たちと同じように、いろいろ苦労をしているわけだ、それがわかるうとし、またわかつてもえたといいうことが出でてくれれば、態度が変わってくる。調子の波が落ちているときなら、そうした話も可能であるし、話の中から家族構造のようなものが見えてくるときもあるし、相手のパターン（たとえば、このくらいの時間話すと落ち着かなくなる）も見えてくる。長期的にそれを繰り返していると、徐々に落ちていき指揮に乗つてくるということを感じられる場合もある。</p> <p>ただし、こうした丁寧な対応が効く場合でも、それが持続しないことが多いので、かなり長期的な対応になると考えておかなければならない。</p>	<p>✓ 話し合いを引っ張らずに、「仕組み」を伝えよ</p> <p>△ 解説</p> <p>人格障害の特徴を持つ人は、自分の固執に執着する。話を聞かないから、堂々巡りになってしまふ。話し合いを引っ張っても仕方がないので、「仕組み」を伝えるようにする。話し合いに応じるという態度を示さず、そうした「社会的な壁」を体験させることで、このタイプは弱気になることが多い。それは、ベースに被虐待ないしそれに近い体験があり、力関係に対しては敏感なことが考えられる。つまり、相手が自分より強いか弱いかをみて、自分より下手に出る人間だと判断すると、ガーッと力で押してくるが（おそらく、それまでの人生経験で、ガーッといつて周りが困つて妥協するという成り行きを繰り返してきている）、自 分より上手だと思うとすぐに態度を変えてしまう</p> <p>児童相談所が一貫したスタンスを保持せよ</p> <p>△ 解説</p> <p>時間がかけて話し合いのルールを示せよ</p> <p>△ 解説</p> <p>このような人は、「児相と話し合いを進めない」ということがある。</p>	<p>✓ 仕組みをしっかりさせよ</p> <p>△ 解説</p> <p>「切れる大人への対応法」というのがあって、よく使っている。それは、①冷静になる（感情は相手に伝染してしまうから）、②ダメはダメと告げる、③ルールを伝える、④わかりやすく伝える、⑤人格（気持ち）の尊重、というものである。すなわち、相手のことを一人の人として理解していくと同時に、「相手が暴力を振るつてくるようなら速やかに警察に連絡する」「定時を過ぎたら帰つてもらう」など、面接の枠組みはしっかりとつけて面接をしていかなければならない（職権保護はわりと多く行つていい）。気持ちを尊重しながら、「ダメはダメ」という態度を解さないことが抜けてはならない。</p> <p>✓ 適当に依存させよ</p> <p>△ 解説</p> <p>墨れられるよりも、依存された方がよい。相手も依存したがる心性を持っている。「つらかったですね」「それは大変だよね」と受け止めながらも、もちろん、「私たちはこういうことが大事だと考へてるんですよ」「今日はここまでです。お帰りください」といった枠組みになると、子</p>
丁寧に相手の話を聞いていく一方、「ここまで			

<p>と、裁判所に呼び出されて、時間がとられて損をする」等、具体的な損得で動くことがある。</p>	<p>は付き合うけど、ここからは付き合わないよ」というものをもって臨むことが不可欠である。いざとなったら児童相談所は子どもを保護していくという対応が効いているからこそ、話ができるのだと思う。</p>	<p>どもと二人だけになつたときにも、大きな破綻にはならない。よつて、ほかの機關がモニターをするということにして、破綻すれば情報を児童相談所に入れてもらうという体制をとつておくことができるようになる。</p>
<p>✓ 子どもには、親に過剰な期待をもたせないようにせよ △ 解説</p>	<p>年齢にもよるし、時間はかかるが、子どもに親が変わるとという期待をさせないことが大切なではないか。やり取りがうまくいくと児童相談所も含めて期待してしまうが、必ずしもその予測通りにはいかないことが多い。</p>	<p>ただ、それ以前に、人格障害の場合、心理的虐待にあたる場合が多いので、親と一緒にいることが心理的な観点からいえば好ましくないが、28条申立も通りにくい。28条申立がスムーズに通るなら、違う手立てもあるだらうという思いを持つこともある。</p>
<p>は付き合うけど、ここからは付き合わないよ」というものをもって臨むことが不可欠である。いざとなったら児童相談所は子どもを保護していくという対応が効いているからこそ、話ができるのだと思う。</p>	<p>✓ 組織として対応せよ △ 解説</p>	<p>児童福祉司個人ではなく、児童相談所には無理が通らないという認識を持たせることが大切になる。ただ単に児童福祉司が個人として頑として能度を変えないということではなく、従わざるをえないといううことを児童相談所として組織的にする手立てが必要であり、具体的には職権保護、28条申立ということを必要に応じて活用することがあげられる。</p>